

統計をみよう

平成22年集落営農実態調査結果 (関東農政局管内)



平成22年4月6日公表

調査の概要

1 調査の対象

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。

- ①農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
- ②栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

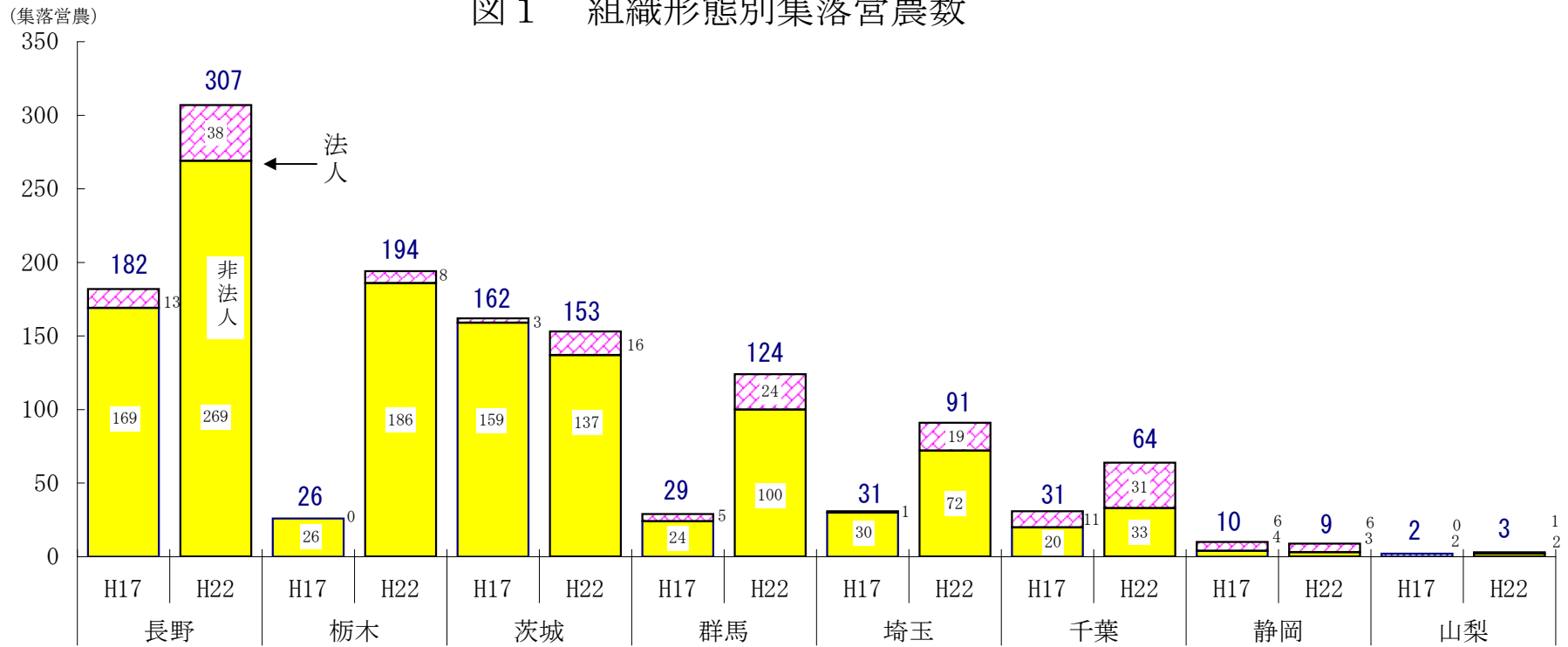
2 調査期日

平成22年2月1日現在

3 調査の方法

全国の市区町村に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリにより配付・回収する方法により実施。

図1 組織形態別集落営農数

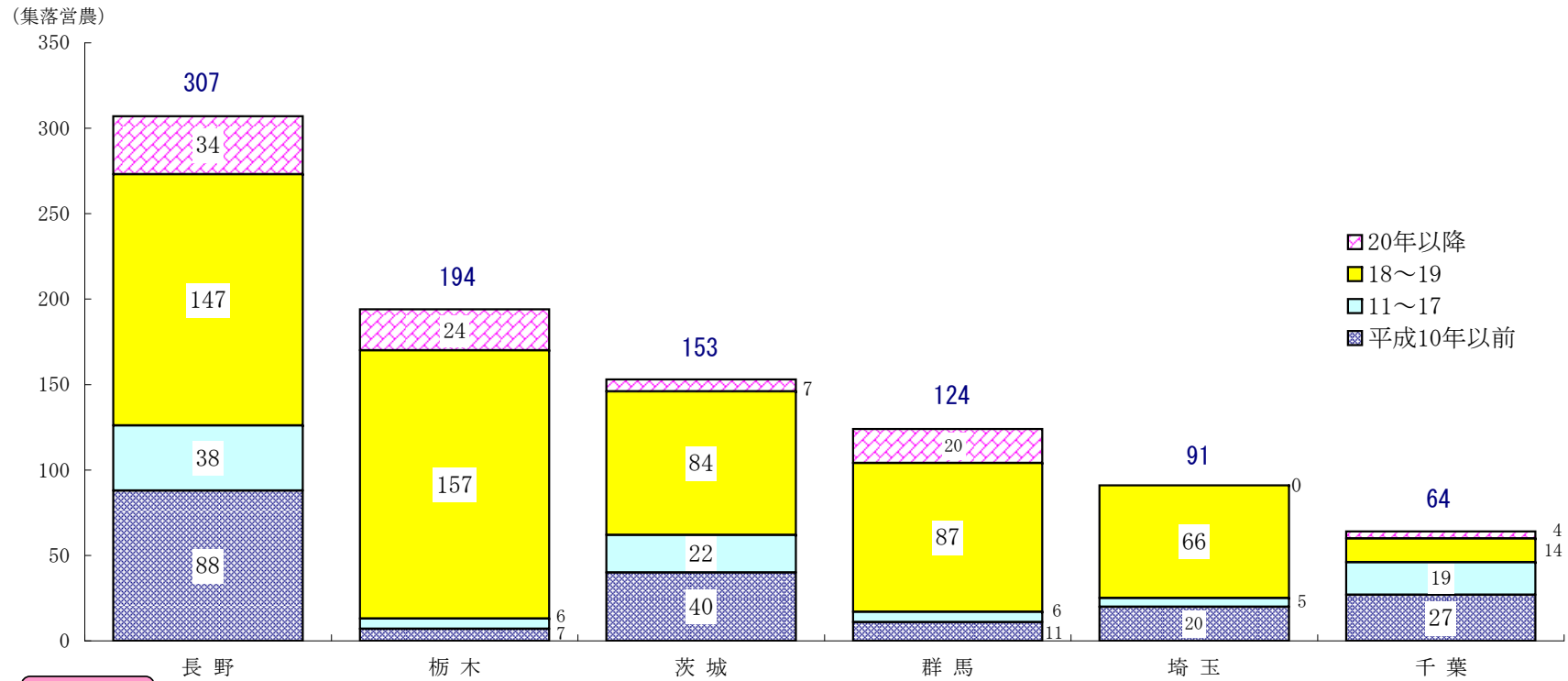


ポイント

- ・ 集落営農数は、平成17年と比べて、茨城以外の県で増加している。
- ・ このうち、法人数は、埼玉、茨城、群馬、長野、千葉の順に増加率が高い。

注：東京都及び神奈川県には、集落営農がないため、本資料から除外している。（以下同じ）

図2 設立年次別集落営農数

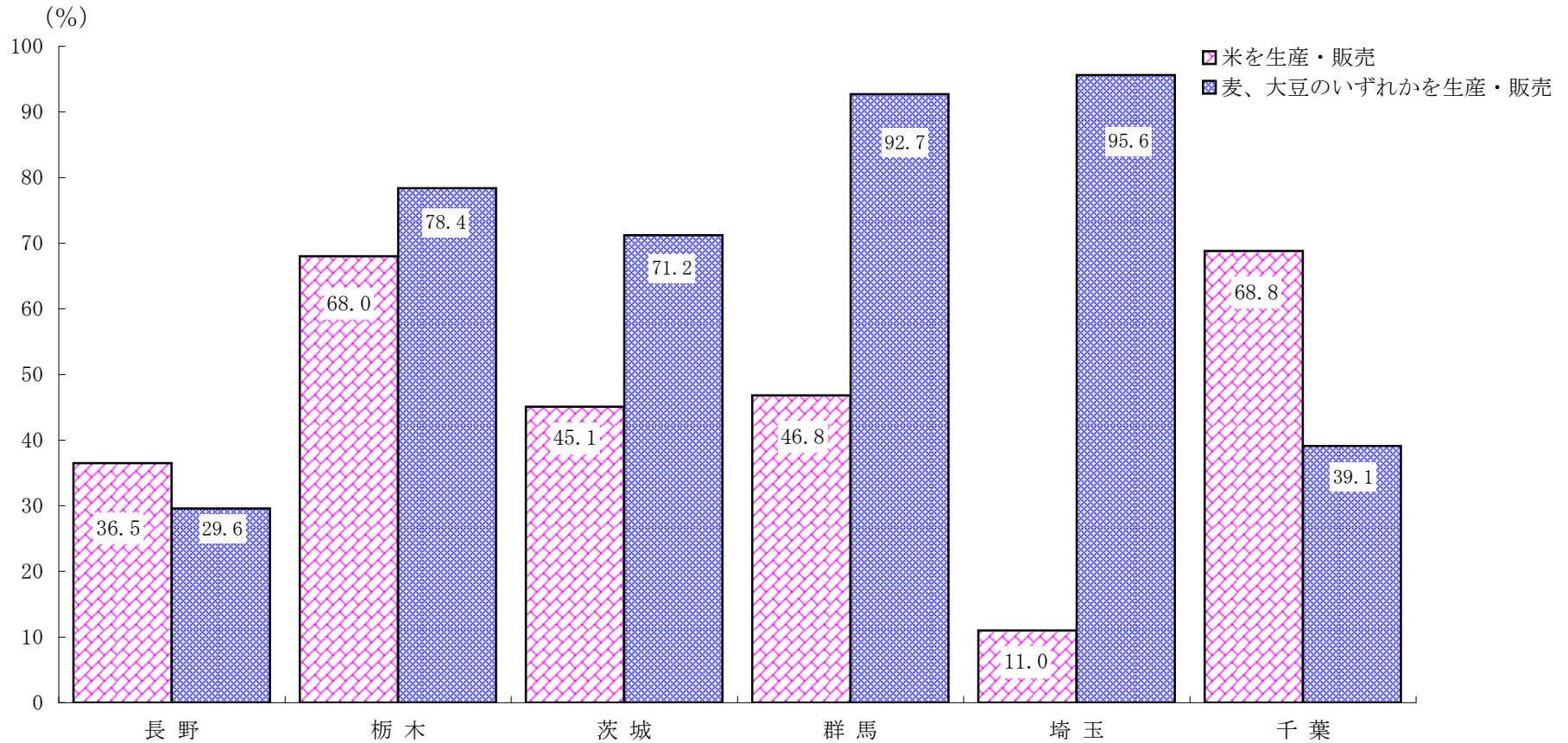


ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農を設立年次別にみると、長野、栃木、茨城、群馬、埼玉では平成18年以降に設立した集落営農が多く、水田経営所得安定対策を契機とした設立が多いことがうかがえる。特に麦類作の多い栃木、群馬では、平成18年以降の設立が約9割を占めている。
- ・ 一方、千葉は平成17年以前の設立が7割を超えており、水田経営所得安定対策の導入以前からの集落営農が多い。

注：関東農政局管内で集落営農数が多い主要県を掲載した。（以下同じ）

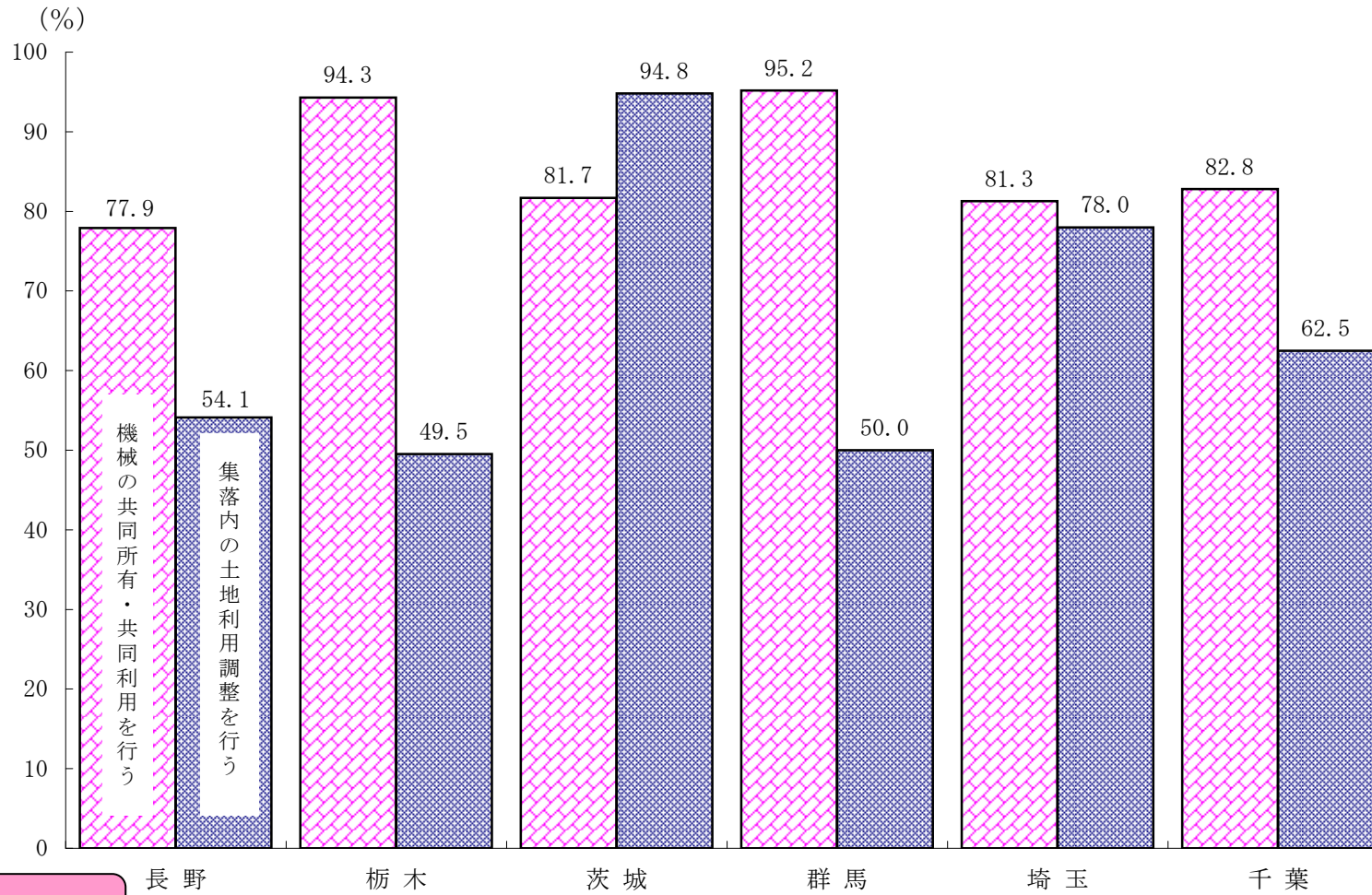
図3 農産物の生産販売活動の取組割合（複数回答）



ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農の農産物の生産販売活動の取組割合をみると、「米を生産・販売」している割合は、千葉、栃木で高い。
- ・ 一方、「麦、大豆のいずれかを生産・販売」している割合は、埼玉、群馬、栃木、茨城で高い。

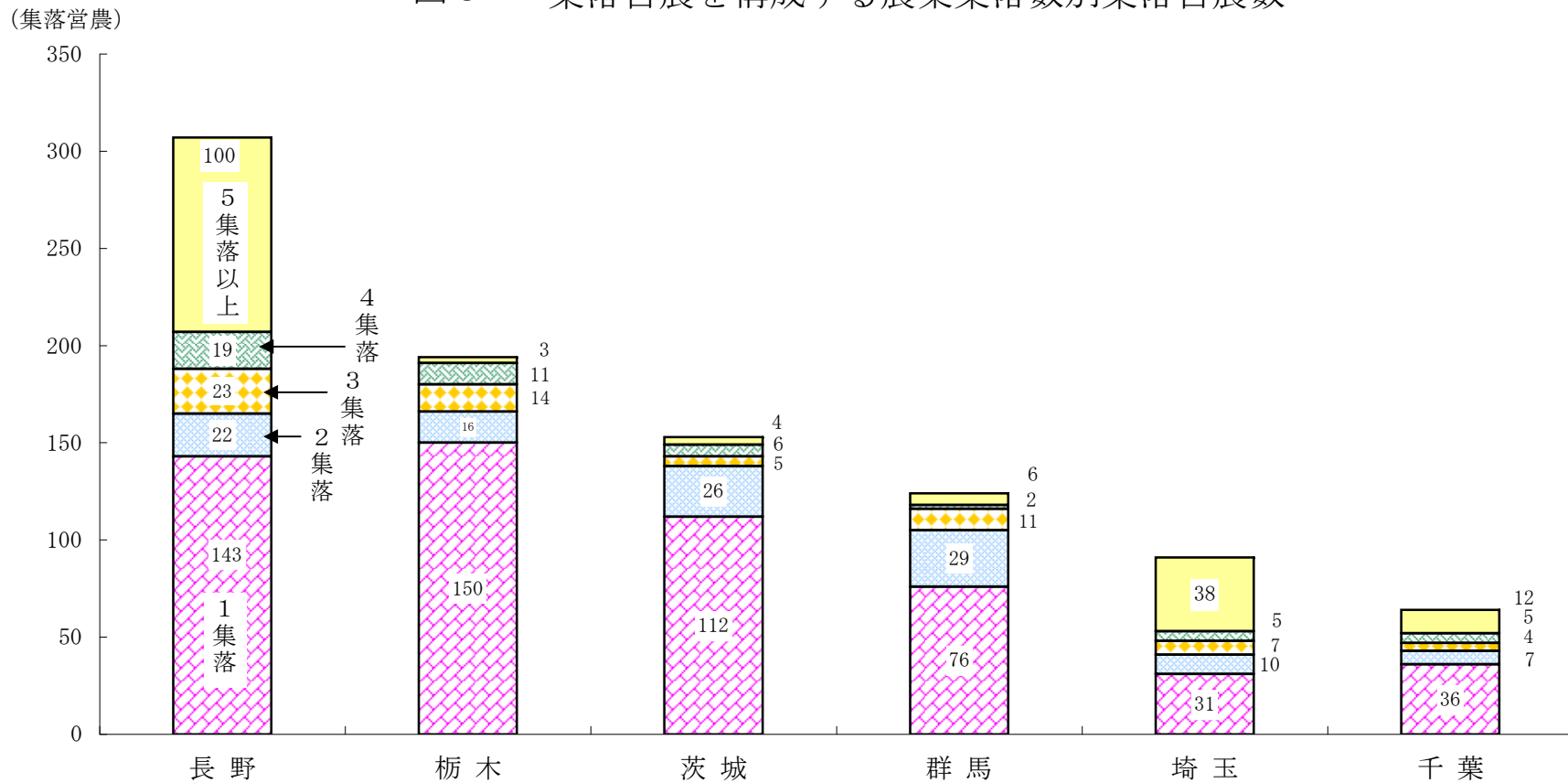
図4 活動内容別の取組割合(複数回答)



ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農の活動内容別の取組割合をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」がいずれの県でも高く、「集落内の土地利用調整を行う」は、茨城、埼玉で特に高い。

図5 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数



ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農を構成する農業集落数別集落営農をみると、埼玉以外は1集落で構成される集落営農が最も多い。
- ・ 長野や埼玉では、5集落以上の集落営農が3割を超えており、旧町村単位やJA管轄単位など広域で集落営農組織が設立されていることがうかがえる。